

令和6年度「沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金（研究開発型スタートアップ支援事業）への質問及び回答

令和6年3月6日時点

	質問	回答
1	<p>委託費は認められますか。</p> <p>また、委託費の上限はありますか。</p>	<p>「公募要領 2 補助対象経費 外注費（本事業の遂行に必要な設計、加工、検査及び調査等を外部に依頼した場合に外注先に支払う経費）」に準ずる業務内容であれば、認めることとします。</p> <p>上限額は設けていませんが、応募企業が主体となる研究開発となっているかを審査することになりますので、ご注意ください。</p>
2	<p>技術の大元が大学発の場合は、委託費（大学との共同研究）を計上することになるかと思いますが、その場合はどういう判断になりますか？</p>	<p>応募企業が主体的に取り組む研究開発等にかかる経費を補助することを主たる目的とした支援事業のため、“共同研究”を目的とした委託費は対象外となります。</p> <p>ただし、大学等からの助言・技術指導等は妨げず、諸謝金の範囲内で計上することは可能です。（各社で定められている謝金規定に沿った金額である必要があります。）</p>